

○上越地域消防事務組合財務規則

(昭和四十七年五月一日
規則第六号)

- 改正
- 昭和四八年 七月一六日規則第四号
 - 昭和五〇年 三月二五日規則第四号
 - 昭和五三年 四月一〇日規則第二号
 - 昭和五三年 八月二四日規則第八号
 - 昭和五五年 三月三一日規則第三号
 - 昭和五八年 六月三〇日規則第三号
 - 昭和六三年 三月三一日規則第四号
 - 平成 四年 四月 一日規則第五号
 - 平成 五年 三月二六日規則第四号
 - 平成 八年 二月 六日規則第一号
 - 平成一一年 九月 九日規則第九号
 - 平成一四年 九月二五日規則第七号
 - 平成一九年 三月二八日規則第三号
 - 平成二二年 三月三〇日規則第二号
 - 平成二七年 三月三〇日規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、組合の財務会計事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(予算執行権限等の専決)

▲〔上越消三〕

第二条 収入原因行為及び支出負担行為をする管理者の権限及び収支命令権者としての管理者の権限並びに歳入歳出外現金等の受払命令権者としての管理者の権限は、別表第一に掲げる区分に従い専決させる。

2 前項の専決者が不在の場合において、その職務を代決できる者の順位等は、上越地域消防事務組合事務決裁規程（昭和四十七年上越地域消防事務組合訓令第四号）第十条及び第十一条の規定を準用する。

(準用)

第三条 第二条を除くほか、財務会計事務取扱いについては、上越市財務規則（昭和四十六年上越市規則第三十五号）の規定を準用する。

(適用の読替え)

第四条 前条の規定により上越市財務規則を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる用語を下欄に掲げる用語に読み替えるものとする。

市	組 合
市長	管理者
副市長	消防長
財務部長	消防長

財政課長	総務課長
用地管財課長	総務課長
契約検査課長	総務課長
課長等	本部課長及び消防署長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年七月一六日規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月二五日規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年四月一〇日規則第二号)

この規則は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附則 (昭和五三年八月二四日規則第八号)

この規則は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附則 (昭和五五年三月二二日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附則 (昭和五八年六月三〇日規則第三号)

この規則は、昭和五十八年七月五日から施行する。

附則 (昭和六三年三月二二日規則第四号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (平成四年四月一日規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年三月二六日規則第四号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成八年二月六日規則第一号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成一年九月九日規則第九号)

この規則は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成一四年九月二五日規則第七号)

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月二八日規則第三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三〇日規則第三号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月三〇日規則第一号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

消防長、総務課長及び消防署長の専決区分

収 入

費 目	専決区分	消防長	本 部	署
			総務課長	消防署長
分 担 金 及 び 負 担 金		○		
使 用 料 及 び 手 数 料			○	
国 庫 支 出 金		○		
県 支 出 金		○		
財 産 収 入			○	
寄 附 金		○		
繰 入 金		○		
繰 越 金		○		
諸 収 入			○	
組 合 債		○		

支 出

費 目	専決区分	消防長	本 部	署
			総務課長	消防署長
1 報 酬			○	
2 給 料			○	
3 職 員 手 当 等			○	
4 共 済 費			○	
5 災 害 補 償 費			○	
6 恩 給 及 び 退 職 年 金				
7 賃 金			○	
8 報 償 費			○	

9	旅	費	右以外	組合管内	組合管内
10	交	際	3万円以上	3万円未満	
11	需	用			
	消	耗		右以外	配当の範囲内
	燃	料		右以外	配当の範囲内
	食	糧	3万円以上	3万円未満	
	印	刷		右以外	配当の範囲内
	光	熱		右以外	配当の範囲内
	修	繕	130万円以上	130万円未満	配当の範囲内
12	役	務			
	通	信		右以外	配当の範囲内
	広	告		○	
	手	数		右以外	配当の範囲内
	保	険		右以外	配当の範囲内
13	委	託	右以外	50万円未満	
14	使	用		右以外	配当の範囲内
15	工	事	2,000万円未満	500万円未満	
16	原	材		右以外	配当の範囲内
17	公	有	1,000万円未満	500万円未満	
18	備	品	1,000万円未満	300万円未満	配当の範囲内
19	負	担	100万円以上	100万円未満	配当の範囲内
20	扶	助			
21	貸	付			
22	補	償	○		
23	償	還		○	
24	投	資	○		
25	積	立	○		
26	寄	附	○		
27	公	課		右以外	配当の範囲内
28	繰	出			

備考

- 1 この表に掲げる専決区分は、各費目の区分についての1執行何の金額を示す。
- 2 ○印は、金額に制限なく当該欄の職にある者に専決させることを示す。
- 3 事案の変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれこの表を適用する。
- 4 継続費又は債務負担行為に係る事案については、該当する費目について、この表を適用する。
- 5 歳入歳出外現金の受入れ又は払出しについては、総務課長が専決するものとし、かつ、合議を省略する。
- 6 記簿訂正に係る振替については、総務課長が専決するものとする。